

第12号議案

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和4年2月15日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を参考に、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(ア)</u> (略)</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(イ)</u> (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ・ウ (略)</p> <p style="text-align: center;">(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲</p>	<p style="text-align: center;">(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(ア)</u> 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非 <u>常勤職員</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(イ)</u> (略)</p> <p style="padding-left: 4em;"><u>(ウ)</u> (略)</p> <p style="padding-left: 2em;">イ・ウ (略)</p> <p style="text-align: center;">(部分休業をすることができない職員)</p> <p>第8条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲</p>

改正後	改正前
<p>げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第11条 (略)</p> <p><u>(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)</u></p> <p>第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、<u>育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、<u>当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u></p> <p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第13条 任命権者は、<u>育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する育児休業に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>育児休業に関する相談体制の整備</u></p>	<p>げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）</u></p> <p><u>ア 同一の職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員</u></p> <p>(部分休業の承認の取消事由)</p> <p>第11条 (略)</p>

改正後	改正前
(3) <u>その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置</u> (規則への委任) <u>第14条</u> (略)	(規則への委任) <u>第12条</u> (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

参 照

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置を参考に、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するとともに、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を講じるため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件のうち、同一の職に引き続き勤務した期間が1年以上であるとの要件を廃止する。(第2条及び第8条関係)
- (2) 妊娠又は出産等について職員から申出があった場合に、任命権者がとらなければならない次の措置等について明記する。(第12条関係)
 - ア 職員又はその配偶者が妊娠、出産その他これに準ずる事実を申し出たときは、任命権者は当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じること。
 - イ 任命権者は、職員がアの申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けることがないようにすること。
- (3) 育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、任命権者が次に掲げる措置を講じなければならない旨を明記する。(第13条関係)
 - ア 職員に対する育児休業に係る研修の実施
 - イ 育児休業に関する相談体制の整備
 - ウ その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置
- (4) その他規定の整理

3 施行期日

令和4年4月1日